

第10章 東日本大震災における災害廃棄物処理の課題と対応

東日本大震災においては、地震と津波により大量の災害廃棄物が発生し、その処理への対応においても課題が散見された。

ここでは東日本大震災における災害廃棄物処理に関する課題とその対応について示す。

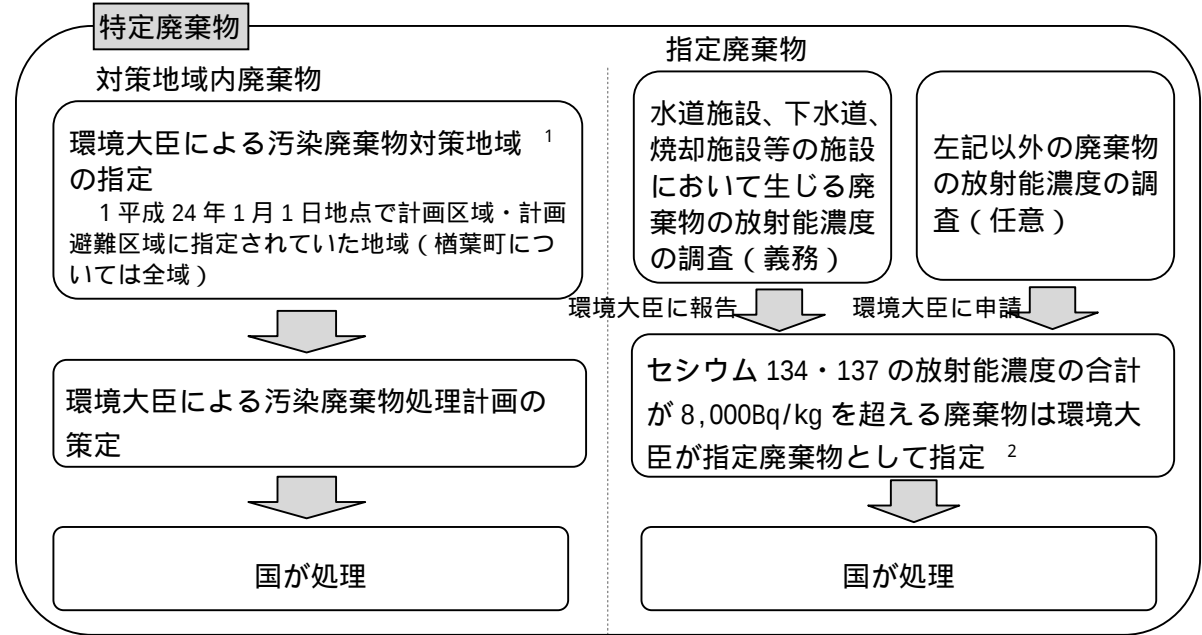
東日本大震災における災害廃棄物処理の課題と対応

項 目	課 題	対 応
1. 処理の円滑化		
(1) 広域処理	阪神・淡路大震災を超える規模の大量のがれきの発生により、域内処理が極めて困難な状況となった。	・被災市町村単独での処理が困難な場合、県が市町村の委託を受けて処理が可能であり、岩手県、宮城県では災害廃棄物処理計画を策定し、市町村の求めに応じ、県が市町村から事務委託を受けて直接処理を行った。 ・産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を行ったうえで、産業廃棄物処理施設、処分場での処理・処分を行った。 ・安全性が確認された岩手県及び宮城県の災害廃棄物の一部について、被災県以外で処理を行う広域処理を推進した。
(2) 処理費に係る手続き	・補助金交付事務手続きの事務処理負担。 環境省は市町村等が行う災害廃棄物等の処理事業を対象として、災害等廃棄物処理費補助金と災害廃棄物処理促進費補助金を交付しているが、前者は直接市町村等へ、後者は県が基金を造成してその基金から市町村へ交付される。両補助金は交付申請等に係る事務を別々に行わなければならないことから、事務処理負担が大きくなっている。	・過去に災害を経験した自治体等から専門的知識を持った職員の派遣を受けて業務を行った。
2. 分別の徹底		

項 目		課 題	対 応
	(1)初期対応	早期の撤去を重視した結果、適切な分別がされていない仮置場では、その後の処理・処分および安全確保に支障を生じている。	選別・処理施設に搬出して選別処理を行った。
	(2)専門家の協力	分別の方法や有害廃棄物の判別方法等について専門知識が不足している。	廃棄物資源循環学会では、「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」を発足し、現地での助言や災害廃棄物に対する対応についてのマニュアル作成等を通じて支援を行った。
3．再利用の促進			
	(1)木質系廃棄物	津波による塩分等の不純物付着によって、再資源化に支障が生じる。	破碎後に水洗浄施設を設置して土砂や塩分を洗い流すことで、バイオマスリサイクル施設でボイラー燃料として利用可能な性状とした。
	(2)コンクリートくず	復興資材としての利用先が十分に確保されていない。	復興資材用の大規模ストックヤードを整備して保管した。
4．仮置場の確保			
	(1)想定を超えた発生量	あらかじめ想定していた仮置場では面積が不足し、急きょ確保が必要となった事例がある。 また、津波被害では家屋解体以外に浸水した家財も廃棄物となるために、災害廃棄物の発生原単位が大きくなる。	新たな仮置場を確保して対応した。
5．その他			
	(1)ヘドロへの対応	土壌汚染対策法の基準値を超過したヒ素やホウ素の検出	・セメント原料としての利用、焼却または最終処分場への埋立を行った。 ・土壌浄化設備での無害化処理を行った。
	(2)放射性物質に汚染された廃棄物の処分	東日本大震災に起因した原子力発電所事故により、大量の放射性物質が一般環境中に放出されたが、環境基本法を始め、廃棄物処理法、土壌汚染対策法等においても、放射性物質は適用除外となっており、一般環境中で放射性物質によ	放射性物質汚染対処特措法に基づき、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の保管や処理の基準を定めた環境省令などを具体的に説明する「廃棄物関係ガイドライン」に基づき処分を行う。 放射性物質に汚染された廃棄物

項 目	課 題	対 応
	り汚染された廃棄物や土壌等の処理を行うための根拠法令がない状況であった。	の処理主体は下図に従って行われる。

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物
関係原子力事業者が処理



2 指定を受けるまでは、廃棄物処理法が適用

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

- ・事故由来放射性物質により汚染され、又はおそれがある廃棄物として、一定の地域にある一定の種類の廃棄物（水道施設や下水道の脱水汚泥、焼却施設の焼却灰、廃堆肥、廃稲わら、除染廃棄物等）を環境省令で規定
- ・廃棄物処理法の処理基準及び特措法の特別処理基準に基づき、市町村・事業者が処理

出典：環境省報道発表資料